



# 島根県報

平成27年3月31日（火）  
号外第73号  
（毎週火・金曜日発行）  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【人委規則】

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	2
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	2

### 【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	2
------------------------	---

## 人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第21号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「技監 統括政策企画監 次長」を「技監 次長」に改め、「調整監（庶務担当）の次に「人事担当」を加え、同部県民センターの項中「商工労政課長」を「観光振興課長」に改め、同部水産技術センターの項中「浅海科長 栽培漁業科長」を「浅海科長」に改め、同部県土整備事務所の項中「空港管理所長 港湾管理所長」を「空港管理所長」に改め、同表教育委員会事務局部局等の部本庁の項中「教育長 教育監」を「教育監」に、「グループリーダー（庶務担当に限る。） 企画人事主事」を「グループリーダー（庶務担当に限る。） 企画幹（庶務担当に限る。） 企画人事主事」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の適用を受ける者については、なお従前の例による。

---

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第22号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第51町長部局の項中「課長 室長」を「課長」に、同表教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育課長」に改める。

別表第53教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

## 人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成27年 3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第2号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表知事の事務部局の部本庁の項中	課長	課長	を	課長	に、
	政策企画監	政策企画監		政策企画監	
	管理監	管理監		管理監	
	室長	室長		室長	
	センター長	センター長		センター長	
	管理所長	管理所長		管理所長	
	上席調整監	上席調整監		上席調整監	
	政策調整監	政策調整監		政策調整監	
	統括指導監査監	統括指導監査監		統括指導監査監	
	指導監査監	指導監査監		指導監査監	
	統括団体検査監	統括団体検査監		統括団体検査監	
	団体検査監	団体検査監		団体検査監	
	統括林業普及員	統括林業普及員		統括林業普及員	
	統括技術専門監	統括技術専門監		統括技術専門監	
	技術専門監	技術専門監		技術専門監	
	建築指導監	建築指導監		建築指導監	
	統括出納監察監	統括出納監察監		統括出納監察監	
上席出納監察監	上席出納監察監	上席出納監察監			
出納監察監	出納監察監	出納監察監			
副センター長	副センター長	副センター長			
		防災危機対策監			

理事	を	理事	に改め、別表の3の表小型船舶の項中
部長		部長	
政策企画局長		政策企画局長	
会計管理者		会計管理者	
危機管理監		技監	
技監			

船長	船長	を	船長	船長	に改め、別表の6の表知事の事務部局の
機関長	機関長		機関長	機関長	
1等機関士	1等機関士		1等機関士	1等機関士	
各長	各長		航海士	航海士	
各員	各員		機関士	機関士	
			各長		
			各員		

「  
」

部保健環境科学研究所の項中 「  
」

を 「  
」

「  
」

「  
」

の事務部局の部保健環境科学研究所の項中 「  
」

**附 則**

この細則は、平成27年 4月 1日から施行する。